幸田町週休２日制工事実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、若手又は女性の技術者の確保又は育成を中心とした将来の担い手の確保が重要な課題となっている建設業に対し、企業又は労働者の労働環境の改善に向けた意識の向上を図るとともに、建設業の週休２日制の更なる普及に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　週休２日制　毎週２回の休工対象日がある制度をいう。

⑵　休工対象日　工事現場（その事務所を含む。）における事務、作業等（安全管理に係る工事現場の巡視、工事現場の見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等を実施する日を除く。）を実施しない日をいう。

⑶　発注者　週休２日制の対象となる工事を発注した町長又は地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第８条第２項の規定により管理者の権限を行う町長をいう。

⑷　受注者　週休２日制の対象となる工事を受注した者をいう。

（対象工事）

第３条　週休２日制の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事のうち、発注者が指定する工事とする。

⑴　愛知県が定める公共建築工事費積算基準を適用しない工事

⑵　工事現場の条件等により工期の延期が生じるおそれが少なく、週休２日制の確保が可能な工事

⑶　設計金額が４，０００万円以上の工事

⑷　緊急性がない工事

（対象工事の形式）

第４条　前条に規定する週休２日制の対象となる工事（以下「対象工事」という。）の形式は、

別表第１に掲げるものとする。

（取組内容）

第５条　受注者は、施工に関する計画を提出するまでに、別表第１に掲げる形式を決定し、財政課長が定めるところにより、週休２日制の計画を作成の上、監督員と協議を行うものとする。

２　受注者は、毎月５日までに、前月までの週休２日制の実績を提出するものとする。この場合において、当該受注者は、別表第１に掲げる非対象期間を明示し、監督員の確認を受けるものとする。

３　受注者は、発注者が実施する週休２日制工事に係る調査に協力しなければならない。

４　受注者は、週休２日制工事である旨を看板で掲示するものとする。

（経費の補正）

第６条　対象工事に係る工事費は、当初の設計において、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、

当該各号に定める補正係数を当該経費に乗じて得た額を経費とする。ただし、工事現場における作業を伴わない工場製作に係る費用については、この限りでない。

⑴　労務費　１.０２

⑵　機械の賃料　１.０２

⑶　共通仮設費率　１.０２

⑷　現場管理費率　１.０３

⑸　前各号に掲げる経費以外の経費　別表第２から別表第４までに定める補正係数

２　発注者は、休工対象日の状況を確認し、休工対象日が対象期間の全日数の７分の２未満だったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により補正係数を乗ずる前の経費の額に減額するよう契約を変更するものとする。

（対象工事の名称）

第７条　発注者は、対象工事を指定する場合は、対象工事の名称の末尾に「（週休２日）」と記載するものとする。

（特記仕様書）

第８条　発注者は、財政課長が定めるところにより、特記仕様書に対象工事である旨を明示するものとする。

（工事成績評定）

第９条　発注者は、対象期間における週休２日制の実施状況を確認するものとする。

２　発注者は、前項の規定により確認した場合で休工対象日が対象期間の全日数の７分の２以上だったときは、幸田町請負工事成績評定要領（昭和６２年幸田町要綱第２９号）第５条の規定による評定の調整（次項において「評定の調整」という。）において加点するものとする。

３　発注者は、第１項の規定により確認した場合で休工対象日が対象期間の全日数の７分の２未満だったときであっても、評定の調整において減点しないものとする。

（雑則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第４条、第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 形式 | 対象期間 | 休工対象日 |
| 週休２日制工事 | １　契約締結日の翌日から工事完了日（完了届を提出した日をいう。以下同じ。）までの日とする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は、対象期間から除くものとする。 | 降雨、積雪等の天候その他の事情により工事をしなかった日とする。ただし、当該工事をしなかった日は、対象期間の全日数の７分の２以上の日数としなければならない。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ⑴　準備期間（契約締結日の翌日から施工するまでの期間のうち、工事現場の事務所の設置、測量等に要する期間を含む。）⑵　後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間をいう。）⑶　夏季の休暇（３日間）⑷　年末年始の休暇（６日間）⑸　工場製作のみが行われている期間⑹　工事事故等による不稼働期間⑺　天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応が必要な期間２　上記１のほか、やむを得ず非対象期間を設定する場合は、必要最小限とするものとし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日制に取り組めるように努めるものとする。 |  |
| 完全週休２日制工事 | 週休２日制工事と同じ | １　原則として、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日とする。２　工事現場における地域の要望等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一の週（土曜日の場合はその前日以前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその翌日以後の月曜日から金曜日まで）のいずれかの日に対象工事の日を振り替える場合は、１週間前までに監督員と協議の上、休工対象日と認めることが |
|  |  | できる。ただし、降雨、積雪等の天候により、土曜日又は日曜日に作業を行い、対象工事の日を振り替えた場合は、この限りでない。 |

別表第２（第６条関係）

週休２日制工事における土木工事市場単価の補正係数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工種名 | 区分 | 補正係数 |
| 鉄筋工 |  | １．０２ |
| ガス圧接工 |  | １．０２ |
| インターロッキングブロック工 | 設置 | １．０１ |
| 撤去 | １．０２ |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | １．００ |
| 撤去 | １．０２ |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | １．００ |
| 撤去 | １．０２ |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | １．０２ |
| 撤去 | １．０２ |
| 防護柵設置工（落石防護柵） |  | １．０１ |
| 防護柵設置工（落石防止網） |  | １．０１ |
| 道路標識設置工 | 設置 | １．００ |
| 撤去及び移設 | １．０２ |
| 道路付属物設置工 | 設置 | １．０１ |
| 撤去 | １．０２ |
| 面工 |  | １．０１ |
| 吹付枠工 |  | １．０１ |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） |  | １．０２ |
| 道路植栽工 | 植樹 | １．０２ |
| 定 | １．０２ |
| 公園植栽工 |  | １．０２ |
| 橋りょう用伸縮継手装置設置工 |  | １．０１ |
| 橋りょう用埋設型伸縮継手装置設置工 |  | １．０２ |
| 橋面防水工 |  | １．０１ |
| 薄層カラー舗装工 |  | １．００ |
| グルービング工 |  | １．００ |
| 軟弱地盤処理工 |  | １．０１ |
| コンクリート表面処理工（ウォータージェット工） |  | １．０１ |

別表第３（第６条関係）

週休２日制工事における土木工事標準単価の補正係数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工種名 | 区分 | 補正係数 |
| 区画線工 |  | １．０２ |
| 高視認性区画線工 |  | １．０２ |
| 橋りょう塗装工 |  | １．０１ |
| 構造物取り壊し工 | 機械 | １．０２ |
| 人力 | １．０２ |
| コンクリートブロック積工 |  | １．０２ |
| 排水構造物工 |  | １．０２ |
| 鋼製排水溝設置工 |  | １．０２ |
| 表面被覆工（コンクリート保護塗装） | 固定足場 | １．０１ |
| 高所作業車 | １．０１ |
| 表面含浸工 | 固定足場 | １．０２ |
| 高所作業車 | １．０２ |
| 連続繊維シート補強工 | 固定足場 | １．０２ |
| 高所作業車 | １．０２ |
| 剝落防止工（アラミドメッシュ） | 固定足場 | １．０２ |
| 高所作業車 | １．０２ |
| 漏水対策材設置工 | 固定足場 | １．０２ |
| 高所作業車 | １．０２ |
| 防草シート設置工 |  | １．０１ |
| 紫外線硬化型ＦＲＰシート設置工（ポリエステル樹脂） | 固定足場 | １．０１ |
| 高所作業車 | １．０１ |
| 塗膜防去工 |  | １．０２ |
| バキュームブラスト工 |  | １．０１ |
| 道路反射鏡設置工 | 設置 | １．００ |
| 撤去 | １．０２ |
| 仮設防護柵設置工（仮設ガードレール） |  | １．０２ |
| 機械式継手工 |  | １．０２ |
| 抵抗板付鋼製杭基礎工 |  | １．０２ |
| ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工 |  | １．０１ |
| ＦＲＰ製格子状パネル設置工 |  | １．００ |
| 浸食防止用植生マット工（養生マット工） |  | １．０２ |
| 支承金属溶射工 |  | １．０２ |
| 耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工 |  | １．０２ |

別表第４（第６条関係）

週休２日制工事における下水道工事市場単価の補正係数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工種名 | 区分 | 補正係数 |
| 硬質塩化ビニル管設置工 |  | １．０１ |
| リブ付硬質塩化ビニル管設置工 |  | １．０１ |
| 砂基礎工 | 人力施工 | １．０２ |
| 機械施工 | １．０２ |
| 砕石基礎工 | 人力施工 | １．０２ |
| 機械施工 | １．０２ |
| 組立マンホール設置工 |  | １．０２ |
| 小型マンホール工 |  | １．００ |
| 取付管及びます設置工 | ます設置工 | １．００ |
| 取付管布設及び支管取付工 | １．０１ |